

山梨県公報

第千九百七十三号

平成二十一年

八月十七日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の予定(二件).....	四六七
道路の区域変更(二件).....	四六七
建築基準法に基づく道路位置指定.....	四六八
公告	
開発行為に関する工事の完了について(二件).....	四六八

告 示

山梨県告示第二百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町牧平字神子屋敷三二一六(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神子屋敷三二一六(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

山梨市三富下釜口字若林五六六の一、五七〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字若林五六六の一・五七〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十二号

山梨県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十一年九月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大工字日向二三四番の一地先から 山梨市大工字日向二三六番の一地先まで	八・七〇	六・八〇	七・六〇	三三・九〇
	九・六〇	七・六〇		

山梨県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年九月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清里須玉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町大字浅川字前田二六〇四番の 一地先から 北杜市須玉町大字浅川字前田官有無番地 先まで	六・四〇	六・四〇	一五・三〇	一三〇五・七〇
	三〇・六〇	一五・三〇		

山梨県告示第二百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町井戸字豊岡五四番三
- 二 道路の幅員
最大六・〇三メートル 最小六・〇二メートル
- 三 道路の延長
三八・九三メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市臼井阿原字五丁田八六一の一及び八六二の一の区域
〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市東河原九百三十七番地二田中住宅五号 小沢厚子・訓仁

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年八月十七日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市新屋字東カジャ作一七二八の二及び一七二九の二並びに字中カジャ作一五五三及び一五五四の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都杉並区高井戸東二丁目五番五号 鳴川幸利

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番